

契 約 書 (案)

件 名	福山市放課後児童クラブLTEデータ通信接続サービス提供									
契 約 金 額				百万			千			円
(うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額)				百万			千			円
月 額 サ ー ビ ス 利 用 料				百万			千			円
(うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額)				百万			千			円
契 約 期 間	自 2026年(令和8年) 〇月〇〇日									
	至 2030年(令和12年) 1月31日									
サ ー ビ ス 提 供 期 間	自 2027年(令和9年) 2月 1日									
	至 2030年(令和12年) 1月31日									
サ ー ビ ス 内 容	仕様書のとおり									
契 約 保 証 金	免除(福山市契約規則第6条第1項第5号)									
そ の 他 の 事 項	地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約									

上記の契約について発注者と受注者は、次の条項によりサービス利用契約を締結する。その証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

2026年(令和8年) 月 日

発注者

福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

受注者

所在地
名称
代表者名

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、別紙仕様書及び別添資料(以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書等を内容とするサービス利用契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、仕様書等に掲げるサービス物件(以下「物件」という。)を頭書記載の契約期間中、仕様書等に従い発注者に提供するものとし、発注者は、そのサービス利用料を受注者に支払うものとする。
- 3 この契約において契約期間とは、契約締結日からサービス提供期間末日までの間をいう。
- 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、物件をサービス提供するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の所在地を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、すみやかにこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

(機密情報の取扱い)

- 第4条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に使用し又は第三者に開示・漏えいしてはならない。契約完了後又は解除後も同様とする。
- 2 機密情報には、業務を行ううえで発注者が受注者に開示し、又は提供する、技術上及び業務上の機密性を有する一切の情報が含まれるものとする。これらの情報は、機密性がないと発注者が特に指定しない限り、機密性を有するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは機密情報に含まれない。
- (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報
 - (2) 開示後、受注者の責めによらず公知となった情報
 - (3) 開示を受ける以前から既に受注者が適正に保有していた情報

(4) 受注者が独自に正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報

(5) 機密情報から除外することを発注者が指定した情報

4 受注者は、業務を行ううえで機密情報を取り扱う場合は、別記「機密保持特記事項」を遵守しなければならない。

5 受注者は、契約が完了したとき、発注者の求めがあったとき又は業務を行ううえで必要がなくなったときには、発注者の指示により機密情報を記録した媒体及びその複製物を返還し、又は破棄しなければならない。破棄する場合は、その処理方法等についてあらかじめ発注者の承諾を得るものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。

(個人情報保護)

第5条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を始めとする個人情報保護に関する法令等及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報の内容を他の目的に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。契約完了後又は解除後も同様とする。

3 個人情報の保護に関する法律に違反する行為があったときは、罰則が適用される場合がある。

(物件の搬入、設置及び調整)

第6条 受注者は、物件をサービス提供期間の開始する日までに、発注者の立会いのうえ、発注者の指定する場所で物件の搬入、設置及び調整作業（以下「作業」という。）を完了し、使用できる状態にしたうえで、搬入等作業の完了通知及び納品物件一覧を提出するとともに発注者の使用に供さなければならない。

2 作業に要する費用及び次条の規定による検査を受ける前の物件の滅失、損傷その他の損害については、受注者の負担とする。

(検査)

第7条 発注者は、受注者から、前条第1項に規定する作業の完了通知及び納品物件一覧を受理したときは、受理した日から10日以内に仕様書等に基づき検査しなければならない。なお、納品物件の検査については、納品物件一覧によるものとする場合がある。

2 前項の場合、物件が検査に合格しないときは、発注者は、受注者に対して修補及び調整作業を請求し、又は、修補及び調整作業に代え、物件の交換を請求することができる。

(サービス利用料の支払)

第8条 受注者は、毎月〇〇日までに前月分のサービス利用料を、発注者の指定する手続きに従って請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、その日から30日以内にサービス利用料を受注者に支払うものとする。

3 契約期間に1か月未満の端数を生じた場合は、日割り計算によって算定するものとする。

(作業の方法等)

第9条 発注者は、必要があると認める場合は、受注者の作業に発注者の職員を立ち合わせ、又は受注者の作業の履行状況の報告を求めることができるものとする。

2 受注者は、発注者の事業所内で作業を行う場合は、次に定める事項を遵守するものとする。

(1) 作業時間は原則として発注者の定めるものによること。

- (2) 電子計算機室内に入室する場合は、事前に入室申請書を提出し、発注者の許可を得ておくこと。また、入室時には、発注者の発行する入室許可証を常時着用すること。
- (3) 受注者の発行する身分証明書を携帯し、発注者の職員からデータ保護又は防犯上の必要等に基づく要請があったときは、これを提示すること。
- (4) 受注者の社名入りネームプレートを着用すること。

(物件の保守)

第10条 物件の保守については、別紙仕様書に定めるものとする。

(管理責任)

第11条 発注者は、物件を本来の用法に従い、善良なる管理者の注意をもって使用、保管するものとし、物件の設置場所については、良好な環境を維持するものとする。

- 2 発注者の故意又は重大な過失によって物件が損害を受け、又はこれに欠損があった場合、受注者はその賠償を発注者に請求できるものとする。

(物件の保険)

第12条 受注者は、必要に応じて、物件に対し、契約期間中継続して受注者を被保険者とする動産総合保険に加入し、その費用を負担するものとする。

- 2 保険事故が発生したときは、発注者は直ちにその旨を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、保険事故により保険会社から受注者に支払われた保険金の限度内において、受注者に対する賠償金の支払い義務を免れるものとする。

(契約不適合責任)

第13条 引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は、受注者に対し、物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものではないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項の不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。
- 3 第1項本文に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、発注者は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 5 第3項の不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

6 前5項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

7 受注者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物件を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(転貸の禁止)

第14条 発注者は、物件を第三者に貸与し、又はいかなる権利の目的に供してはならない。

(物件の移転等)

第15条 発注者は、物件の移転を必要とするときは、その旨を事前に受注者へ通知し、受注者が移転をするものとする。この移転に要した費用は発注者の負担とする。

2 発注者は、受注者の承諾を得ないで、物件の部品を交換し、又は原形を変えるような行為をしてはならない。

(サービス提供の中止)

第16条 発注者は、必要があると認めるときは、提供サービスの中止内容を受注者に通知して、提供サービスの全部又は一部を中止させることができる。

(受注者の請求によるサービス提供期間又はサービス提供内容の変更)

第17条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により物件をサービス提供期間の開始する日までに作業を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者にサービス提供期間又はサービス提供内容（以下、「サービス提供期間等」という。）の変更を請求することができる。

(サービス提供期間等の変更方法)

第18条 サービス提供期間等の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者がサービス提供期間等の変更事由が生じた日（前条の場合にあっては、受注者がサービス提供期間等の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(一般的損害)

第19条 サービス提供期間内に、物件に生じた損害その他サービス提供を行うにつき生じた損害(次条に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第20条 サービス提供を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示、その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受

注者が発注者の指示等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他サービス提供を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(事故発生時の通知及び報告)

第21条 受注者は、この契約の履行に関し事故が発生したときは、直ちに発注者に対して口頭又は電話により通知するとともに、遅滞なくその状況を発注者に報告しなければならない。

(第三者による代理受領)

第22条 受注者は、発注者の承諾を得てサービス利用料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第8条の規定に基づく支払をしなければならない。

(サービス提供期間終了後の処置)

第23条 発注者は、サービス提供期間が終了したときは、物件を通常の損耗を除き、原形に復して返還するものとする。返還期日は、発注者と受注者が協議して定める。

2 物件の返還に要する荷造り及び運送の費用は、受注者の負担とする。

3 物件の返還に際して、物件内部に保存されている発注者所有のデータは、受注者が消去する。なお、データ消去に係る費用は本契約のサービス利用料に含まれるものとする。

(発注者の任意解除権)

第24条 発注者は、サービス提供期間が終了するまでの間は、次条又は第26条の規定のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その損害賠償額については発注者と受注者とが協議してこれを定める。

(発注者の催告による解除権)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由なく、サービス提供すべき期日を過ぎてもサービス提供を開始しないとき。

(2) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第7条第2項の修補及び調整作業又は第13条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。
- (2) 正当な理由なく、物件をサービス提供期間の開始する日までに、発注者の指定する場所に納入しないとき。
- (3) 受注者がサービス提供を拒絶する意思を明確に表したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の物件の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に権利義務を譲渡したとき。
- (8) 第28条又は第29条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下この号から第11号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ アからウのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 受注者の経営に暴力団又は暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

カ 再委託契約、その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当することを知らずに、当該者と再委託契約その他の契約を締結したと認められる場合において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

(10) この契約に関し、受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。

以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下この号及び次号において単に「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下この号及び次号において単に「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治26年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

(11) 排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したとき(前号ア及びイに規定する確定したときをいう。)

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第27条 第25条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第28条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第29条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第16条の規定によりサービス提供の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月)を超えたとき。

(2) 第18条第1項の規定によりサービス提供期間を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第30条 第28条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第31条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既にサービス提供を完了した部分(以下「既履行部分」という。)があると認めたときは、既履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応するサービス利用料(以下「既履行部分利用料」という。)を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分利用料は発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の

日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(発注者の損害賠償請求等)

第32条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完成することができないとき。
- (2) この契約の物件に契約不適合があるとき。
- (3) 第25条又は第26条(第10号及び第11号を除く。)の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 第26条第10号及び第11号の規定により、この契約が解除されたとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第25条又は第26条(第10号及び第11号を除く。)の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき遅延日数に応じ、この契約の入札を公告した日又は見積書を徴した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)で計算した額とする。

6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(損害金の予定)

第33条 発注者は、第26条第10号及び第11号の規定によりこの契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する金額の損害金を発注者が指定する期間内に支払うよう受注者に請求するものとする。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前条第6項の規定は、前2項の規定による損害金の支払について準用する。

4 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対し、損害金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して損害金を支払う責任を負うものとする。

(受注者の損害賠償請求等)

第34条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 第28条又は第29条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第8条第2項の規定によるサービス利用料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第35条 発注者は、この契約に基づく受注者の賠償金、損害金又は違約金と、発注者の支払うべきサービス利用料とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

(特約事項)

第36条 発注者は表記の契約期間にかかわらず、2026年度（令和8年度）以降の本契約に係る発注者の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(契約外の事項)

第37条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

別記 （第4条関係）

機密保持特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、この契約書記載の業務を行うに当たり、機密情報の保護の重要性を認識し機密保持を図るため、発注者から開示される機密情報を適正に取り扱わなければならない。

（守秘義務）

第2 受注者は、従事者（役員、正式社員、契約社員、パート社員、派遣社員及びアルバイト社員等をいう。以下同じ。）及び再委託先に対し、その在職中及び退職後も前項の機密情報に関する機密を保持する旨の義務を負わせるものとし、この特記事項及び受注者向け情報セキュリティ遵守事項の内容を遵守させるものとする。当該従事者がこれに違反した場合は、受注者がこの特記事項に違反したものとして、その責任を負うものとする。

（受注者による具体的措置の実施）

第3 受注者は、業務に直接従事する必要がある従事者に対して、業務の履行に必要な限度で発注者から開示された機密情報を利用させるものとし、発注者の求めに応じて、当該従事者の名前・実施する業務等を記載したリストを提出しなければならない。

2 発注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化及びアクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 受注者は、機密情報の管理に当たり、当該従事者に対し次の事項を遵守させると共に、不正利用を防止するための、技術上及び組織上の最善の手段を講じるものとし、発注者の求めに応じて、関連資料を添えて具体的措置の実施状況を説明するものとする。

(1) 機密情報へアクセスできる者を業務に直接従事する必要がある従事者に限定し、アクセスを適切に管理し、その履歴を保存すること。

(2) 機密情報を記録した媒体がコンピュータシステム等の場合は、各人毎のID・パスワード等を適切に管理し、使用させること。

(3) 発注者の庁舎内で業務を履行する場合、発注者が指定する場所で作業を行い、作業の実施及び機密情報を記録・蓄積した媒体の設置及び保管は、同作業所内の施錠等で遮断された保管設備に限定すること。また、作業場所へは、業務に従事するものだけの入退室の許可を発注者に対して申請するものとし、入退室管理及び作業場所での情報機器等の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

(4) 受注者が自社内で業務を履行する場合の業務を履行するための主たる作業場所については、機密情報を利用した作業の実施及び機密情報を記録した媒体の設置及び保管は、入退室記録等、機密情報の漏えい防止措置が適切に講じられている場所とし、同作業所内に限定すること。なお、同作業場所の特定に際しては、発注者の書面による事前の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。

(5) 作業場所内においての私物の情報機器（パソコン、デジタルカメラ（携帯電話のカメラ機能含む。）等）の使用は禁止とする。

(6) 発注者の書面による事前の承諾がない限り、機密情報を複製しないものとし、複製する場

合は、これを機密情報として取扱うとともに、その複製履歴（①複製日時、②複製者の名前、③複製許可の有無（許可者の名前）、④複製情報の内容、⑤複製目的・使途、⑥複製物の保管場所・方法、⑦複製物を破棄した場合は、その日時・方法及びその証明資料等を含む。）を適切に作成し保存するものとする。

(7) 発注者の書面による事前の承諾がない限り、上記(3)、(4)の作業場所から外に機密情報を持ち出さない（同作業場所の外から電気通信回路等を経由して機密情報へアクセスする場合も含む）ものとし、持ち出す場合は、持出履歴（①持出日時、②持出者の名前、③持出許可の有無（許可者の名前）、④持出情報の内容、⑤持出目的・使途、⑥持出情報の保管場所・方法、⑦持出情報を返還した場合は、その日時・方法及びその証明資料、⑧持出情報を破棄した場合は、その日時・方法及びその証明資料等を含む。）を適切に作成し保存すること。また、機密情報を携行する場合、持出し先での置き忘れ、紛失、盗難等がないよう、終始自らの管理下に置くこと。

(8) 機密情報のうち発注者が極秘である旨を指定した情報については、情報手渡し等、漏えいが発生しない適切な方法で手渡しにより授受するものとし、また、その履歴（①授受日時、②授受者の名前、③授受許可の有無（許可者の名前）、④授受情報の内容、⑤授受目的・使途、⑥授受情報の保管場所・方法、⑦授受情報を返還した場合は、その日時・方法及びその証明資料、⑧授受情報を破棄した場合は、その日時・方法及びその証明資料等を含む。）を適切に作成し保存すること。

(9) その他、発注者が必要に応じて随時指示する事項を適切に実施すること。

4 受注者は、本契約に際して、業務の遂行において取り扱う電子データの保存先等をあらかじめ別記様式により届け出るとともに、クラウド等のオンラインストレージを使用している場合には、利用契約先の情報を発注者に申し出なければならない。また、内容に変更が生じた場合には、受注者は発注者に対して速やかに報告をするものとする。

（受注者による指導監督等）

第4 受注者は、この特記事項の目的を達成するに十分な技術と経験を有する者を情報管理責任者として選任し、必要に応じて随時、受注者の従事者及び再委託作業者がいる場合はその従事者による機密情報の取扱い状況を調査確認させ、機密情報の適切な管理のため指導監督させ、この特記事項の内容の遵守を周知徹底させるものとする。

2 受注者は、この契約に基づく作業に新たに従事する者がいる場合、作業に従事する前に機密情報の取扱いについての研修を実施するものとし、発注者に報告の上、作業に従事させるものとする。

3 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の実施状況について、関連資料を添えて発注者に対し報告するものとする。

4 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託先に対して、この特記事項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

5 受注者は、受注者及び再委託作業者の従事者がこの特記事項の内容に違反した場合、または違反するおそれがある場合、その内容及び受注者の措置を直ちに発注者に報告するものとする。発注者は、原因解明及び今後の防止策等、必要な措置を受注者に指示できるものとし、受注者はこれに従うものとする。

6 受注者は、①著作権法（昭和45年法律第48号）、②不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、③個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他の関連法令等を遵守するものとし、必要な措置を講じるものとする。

（発注者による調査等）

第5 発注者は、受注者による第3（受注者による具体的措置の実施）の履行状況を調査・確認するため、いつでも業務の履行に関連する受注者及び再委託作業者の作業場所及び事務所等に立ち入り、機密情報の管理体制及び関連資料を調査することができるものとする。発注者による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証（ISO/IEC27001等）の取得等の確認を行うことができる。

2 発注者が、受注者及び再委託作業者の従事者による機密情報の管理状況を不適切と判断し、その旨を受注者に通知した場合、受注者は速やかに適切な措置を講じ、その結果を発注者に報告するものとする。

（情報セキュリティインシデント発生時の公表）

第6 発注者は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合（再委託先により発生した場合を含む。）は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

（情報セキュリティの確保）

第7 発注者は、本契約に係る受注者の業務の遂行に当たって、前項までに定めるもののほか、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができる。受注者はこれに従わなければならない。

（契約解除）

第8 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

受注者向け情報セキュリティ遵守事項

(総則)

第1 この情報セキュリティ遵守事項は、受注者が業務を行う際に情報セキュリティを遵守するための細則及び具体的な手順を定めたものである。

(セキュリティ事案発生時の連絡)

第2 発注者が発注した委託業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は次の対応を行わなければならない。

- 1 発注者の窓口連絡すること。
- 2 最初に事案を認識した時点から、60分以内に発注者に連絡すること。

(ノートPCの持ち出しについて)

第3 ノートPCの持ち出しについては、次の事項を遵守すること。

- 1 持ち出すノートPCには、二要素認証方式を導入していること。
- 2 ノートPCの持ち出し前及び持ち帰り時は、責任者の承認を得ること。
- 3 ノートPCに入れる秘密情報は、データ暗号化による保護を実施すること。
- 4 秘密情報を保持したノートPCを保持したまま、目的外の場所への立寄り禁止とする。
- 5 ノートPCには、必要な情報のみ保存すること。
- 6 ノートPC内の情報は決められたサーバ等に保存し、持ち帰り時は残さず削除すること。

(書類含む情報の持ち出しについて)

第4 書類を含む情報の持ち出しについては、次の事項を遵守すること。

- 1 秘密情報を持ち出す際は、事前に責任者の許可を得ること。
- 2 持ち出し目的の業務に不要な情報は持ち出さないこと。
- 3 持ち出した情報を、置き忘れたり、紛失しないこと。
- 4 秘密情報を所持したまま、目的外の場所への立寄り禁止とする。

(業務用携帯電話・スマートフォンの利用について)

第5 業務用携帯電話・スマートフォンの利用については、次の事項を遵守すること。

- 1 セキュリティロック（端末ロック等）を常時設定すること。
- 2 紛失時に端末を遠隔でロックできる機能（遠隔ロック等）を設定すること。
- 3 ネックストラップやフォルダー等を適切に利用し、紛失防止対策を実施すること。
- 4 発着信履歴及び送受信メール等は、都度削除すること。
- 5 電話帳に個人を特定できるフルネームで登録しないこと。
- 6 カメラ画像については、事前に撮影や取り扱いの確認の上、撮影画像の使用後は、端末から速やかに削除すること。

(電子メールの送信について)

第6 電子メールの送信については、次の事項を遵守すること。

- 1 宛先、メール本文、添付ファイルの中身について、送信前に確認すること。
- 2 添付ファイルがある場合、暗号化又はパスワード付き圧縮形式にして保護すること。そのパスワードは同じメールに記載せず、別途連絡すること。
- 3 匿名で登録・利用できるメールサービスやファイル交換サービスなど、相手先を確実に特定できないツールを利用した情報の送受信を行わないこと。

(オンラインサービスへの登録禁止)

第7 インターネット上で提供されている地図情報、ワープロ、表計算、スケジュール管理、オンラインブックマーク及びデータ共有等のサービスへの秘密情報の登録、保持を行わないこと。

【禁止例】

- ・顧客住所を Google マップ（地図サービス）へ登録
- ・設定ファイルや構成図等の Evernote/GoogleDocs/Skydrive への保存
- ・現場写真を Flickr(写真データ共有) に保存
- ・イントラネット内の URL 等をはてなブックマーク（オンラインブックマーク）に登録

別記 （第5条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（特定個人情報の適正管理に係る届出）

第6 受注者は、業務が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第10条第1項に規定する個人番号利用事務等（以下「個人番号利用事務等」という。）である場合には、第5の規定により講じた措置のうち特定個人情報の安全管理に係る内部の組織体制（以下「組織体制」という。）の整備及び当該特定個人情報の取扱いに従事する者（以下「特定個人情報取扱従事者」という。）の指定の状況について、あらかじめ別記様式により発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も、同様とする。

（従事者への周知及び監督）

第7 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人情報の持ち出しの禁止）

第8 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

（複写・複製の禁止）

第9 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託に当たっての留意事項）

第10 受注者は、発注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託」という。）をする場合には、再委託先に対し、発注者及び受注者と

同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託に係る連帯責任)

第11 受注者は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託先の特定個人情報の適正管理に係る届出)

第12 受注者は、再委託をする業務が個人番号利用事務等である場合には、再委託先の組織体制及び特定個人情報取扱従業者の選任の状況について、あらかじめ別記様式により発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も同様とする。

(再委託先に対する管理及び監督)

第13 受注者は、再委託をする場合には、再委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第14 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが取得した個人情報が記録された資料等について、業務完了後、発注者の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄しなければならない。

(取扱状況の報告及び調査)

第15 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託先に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

第16 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（再委託先により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(契約解除)

第17 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第18 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

(第 1 条関係)

仕 様 書

1 業務内容

通信サービス	内容
通信種別	4 G / L T E または 5 G
数量	モバイルルーター及び通信回線サービスの提供 170 セット
同時接続台数	モバイルルーター 1 台あたり 40 台以上であること。
Wi-Fi 規格	IEEE802. 11b/g/n/ac 以上に対応していること。
セキュリティ	W P A 2 及び W P A 3 に対応していること。
月間データ通信量	1 回線あたり、50GB 以上のデータ通信量を保障すること。 (データ通信量を複数で共有するプランを提供する場合は、データ通信量の上限を共有する回線数で按分し、1 回線あたり 50GB 以上であれば可)
通信制限 (帯域)	保障されたデータ通信量を超えた利用があった場合には、通信量超過に伴う追加経費の発生は不可とし、以降月末まで最大通信速度 128kbps 以上のベストエフォート型通信を保証すること。 なお、保障された月間データ通信量に達しない場合において、短時間で一時的に大量のデータを利用した場合でも通信速度は制限せずに保証すること。
プラン	データ通信専用回線の定額料金プランであること。
サービス提供事業者	移動通信サービスを提供する電気通信事業者で、かつ、移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用していること。
通信実績の通知	モバイルルーターごとに契約通信回線を利用した毎月のデータ通信量を、いつでも本市で確認できること。
故障、障害等	・ サービス期間中に故障や障害により使用できなくなった場合、5 営業日以内に無償交換により、サービスを継続提供できること。 ・ 本調達で整備しようとする回線サービスが不安定な場合は、本市の要求に応じて可能な限り改善対策を講じること。 ・ 平日 9 時～ 1 7 時の間に、利用者 (契約者) からの故障診断、修理相談等の対応を行うこと。
その他	・ モバイルルーターと同数の AC アダプタと充電用ケーブルを含めること。 ・ 日本語表記の取り扱い説明書が付属していること。

2 納入要件

(1) 納入

・ 納入期限は、2 0 2 6 年 (令和 8 年) 1 2 月 2 8 日 (月) とする。

(2) 納品場所

- ・保育施設課 福山市東桜町3番5号 本庁舎7階

(3) 納品物

- ・物件一式

3 その他

(1) その他納品物

- ・本市に納品する資料及び付属品については、紛失等が起こらないよう、専用の袋等に取りまとめ、今回調達分とわかるように内容物、数量等を明記し納品すること。
- ・本体と箱に発注者が指定するシールを貼付し、納品すること。

(2) その他協議事項等

- ・本仕様書に定めのない事項及び不明な点は、発注者・受注者で協議する。

別表 (第8条関係)

支払計画 (消費税を含む)

年 度	対 象 期 間		支 払 金 額 (うち消費税の額)	支払金額合計 (うち消費税の額)
2026 年度 (令和 8 年 度)	2027 年 (令和 9 年) 2 月 1 日から 2027 年 (令和 9 年) 3 月 31 日まで	2 月分	円 (円)	(円 円)
		3 月分	円 (円)	
2027 年度 (令和 9 年 度)	2027 年 (令和 9 年) 4 月 1 日から 2028 年 (令和 10 年) 3 月 31 日まで	4 月分	円 (円)	(円 円)
		5 月分	円 (円)	
		6 月分	円 (円)	
		7 月分	円 (円)	
		8 月分	円 (円)	
		9 月分	円 (円)	
		10 月分	円 (円)	
		11 月分	円 (円)	
		12 月分	円 (円)	
		1 月分	円 (円)	
		2 月分	円 (円)	
		3 月分	円 (円)	
2028 年度 (令和 10 年度)	2028 年 (令和 10 年) 4 月 1 日から 2029 年 (令和 11 年) 3 月 31 日まで	4 月分	円 (円)	(円 円)
		5 月分	円 (円)	
		6 月分	円 (円)	
		7 月分	円 (円)	
		8 月分	円 (円)	
		9 月分	円 (円)	
		10 月分	円 (円)	
		11 月分	円 (円)	
		12 月分	円 (円)	
		1 月分	円 (円)	
		2 月分	円 (円)	
		3 月分	円 (円)	
2029 年度 (令和 11 年度)	2029 年 (令和 11 年) 4 月 1 日から 2030 年 (令和 12 年) 1 月 31 日まで	4 月分	円 (円)	(円 円)
		5 月分	円 (円)	
		6 月分	円 (円)	
		7 月分	円 (円)	
		8 月分	円 (円)	
		9 月分	円 (円)	
		10 月分	円 (円)	
		11 月分	円 (円)	
		12 月分	円 (円)	
		1 月分	円 (円)	
合 計			円 (円)	(円 円)